

富山医科薬科大学医学会会則

- 第 1 条 本会を、富山医科薬科大学医学会という。
- 第 2 条 本会は、富山医科薬科大学における医学研究の振興に寄与することを目的とし、その使命達成に必要な事業を行う。
1. 学術集会の開催
 2. 学会誌の刊行
 3. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第 3 条 本会は前条の趣旨に賛成するものをもって組織する
- 第 4 条 本会は、北陸医学会の会員となるものとする。
- 第 5 条 本会の事務所を、富山医科薬科大学におく。
- 第 6 条 本会に次の役員をおく。
- | | |
|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 2 名 |
| 3. 理 事 | 若干名 |
| 4. 監 事 | 若干名 |
| 5. 評 議 員 | 若干名 |
- 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 副会長は、会長を補佐する
- 理事は、庶務・会計・集会・編集の会務を分担する。
- 監事は、経理を監査する。
- 評議員は、会長の召集を受け、本会の重要事項を審議する。
- 第 7 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 8 条 役員は、次の方法によって選出する。
1. 会長、副会長、理事及び監事は、評議員の中から互選する。
 2. 評議員は、会員中の教授ならびに教室員代表に委嘱する。
 3. 役員改選は 3 月に行うものとする。ただし、任期中に欠員を生じた場合は、この限りでない。
- 第 9 条 本会の事業年度は、年度制による。
- 第 10 条 本会の経費は、会員の会費、寄附金その他の収入をもってあてる。会費は 1 ヶ年 3,000 円とし、事業年度の当初に納入するものとする。
- 第 11 条 本会の事業内容ならびに会計については、毎年度の評議員会にこれを報告する。
- 第 12 条 本会会則の変更には評議員の審議を要し、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第 13 条 本会則の実施に必要な細則は、別に定める。

付 則

この会則は、昭和 54 年 4 月 1 日より施行する。
昭和 63 年 12 月 3 日一部改変。